

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公開番号】特開2018-105689(P2018-105689A)

【公開日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-025

【出願番号】特願2016-251146(P2016-251146)

【国際特許分類】

G 01 N 33/493 (2006.01)

G 01 N 33/50 (2006.01)

G 01 N 33/64 (2006.01)

G 01 N 5/02 (2006.01)

【F I】

G 01 N 33/493 B

G 01 N 33/50 B

G 01 N 33/64

G 01 N 5/02 A

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

直接尿がかかるない場所に設置される生体モニタ装置であって、

検出対象から水分を検出する第1の検出素子と、

前記検出対象からアンモニアを検出する第2の検出素子と、

前記検出対象からケトン体を検出する第3の検出素子と、

前記第1、前記第2及び前記第3の各検出素子の検出結果を基に、前記検出対象がケトン体を含む尿であるか否かを判定する判定部

を具備する生体モニタ装置。

【請求項2】

請求項1に記載の生体モニタ装置であって

前記判定部は、前記第1の検出素子の検出結果を基に前記検出対象に水分が含まれるか否かを判定する

生体モニタ装置。

【請求項3】

請求項2に記載の生体モニタ装置であって、

前記判定部は、前記第1の検出素子の検出結果を基に前記検出対象に水分が含まれると判定すると、前記第2の検出素子の検出結果を基に前記検出対象にアンモニアが含まれるか否かを判定する

生体モニタ装置。

【請求項4】

請求項3に記載の生体モニタ装置であって、

前記判定部は、前記第2の検出素子の検出結果を基に前記検出対象にアンモニアが含まれると判定すると、前記第3の検出素子の検出結果を基に前記検出対象にケトン体が含ま

るか否かを判定する
生体モニタ装置。

【請求項 5】

請求項 1 から請求項 4 のいずれかに記載の生体モニタ装置であって、
前記判定部による判定結果を基に、前記検出対象に分析結果を付与する付与部を
更に具備する生体モニタ装置。

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の生体モニタ装置であって、
前記第 1 の検出素子、前記第 2 の検出素子、前記第 3 の検出素子のうち少なくとも 1 つ
の検出素子は、振動子と、前記振動子上に設けられた吸着膜を有する
生体モニタ装置。

【請求項 7】

請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載の生体モニタ装置であって、
前記第 1 の検出素子は、ポリビニルアルコールからなる前記水分の気体分子を吸着する
第 1 の吸着膜を有する
生体モニタ装置。

【請求項 8】

請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載の生体モニタ装置であって、
前記第 2 の検出素子は、水酸基又はリン酸基を感応基としてもつ有機材料からなる前記
アンモニアの気体分子を吸着する第 2 の吸着膜を有する
生体モニタ装置。

【請求項 9】

請求項 6 から請求項 8 のいずれか 1 項に記載の生体モニタ装置であって、
前記第 3 の検出素子は、第 3 の振動子と、前記第 3 の振動子上に設けられたフッ化ビニ
リデン樹脂とトリフルオロエチレンを用いて形成された前記ケトン体の気体分子を吸着す
る第 3 の吸着膜を有する
生体モニタ装置。

【請求項 10】

直接尿がかかるない場所に設置される生体モニタ装置を用いた尿の分析方法であって、
検出対象から、水分、アンモニア及びケトン体を検出し、
前記検出結果を基に前記検出対象がケトン体を含む尿であるか否かを分析する
尿の分析方法。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の尿の分析方法であって、
前記検出対象がケトン体を含む尿であると分析すると、前記検出対象が尿糖を含む可能
性が高い尿であると分析する
尿の分析方法。